

職長教育講習会(食料品製造業のみ)のご案内

安全衛生法第60条の規定により、令和5年4月1日からすべての食品製造業には職長等に対する安全衛生教育の実施が義務付けされました。

今回は、食料品製造業を対象に職長教育を実施します。

記

1. 開催日 2022年11月29日(火)～11月30日(水)(受付8:40～)
2. 開催場所 リーパスプラザこが 古賀市中央2-13-1
3. 受講料 職長(会員) 11,000円(受講料10,120円+テキスト代880円)
職長(非会員) 13,500円(受講料12,620円+テキスト代880円)
4. 受講内容及び時間割

	講習科目	時間
1 日 目	・作業手順の定め方、作業方法の改善及び労働者の適正な配置の方法 ・指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法 ・危険性又は有害性の調査及び調査に基づき講ずる措置	9:10 ～ 17:15
2 日 目	・作業設備の安全化及び環境の改善方法、環境条件の保持と安全又は衛生の為の点検の方法 ・異常時における措置及び災害発生時における措置 ・労働災害防止についての関心の保持及び労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	9:10 ～ 15:20

5. 申込方法

- ◎受講申請書 「職長教育講習申請書」に必要事項を記入のうえ、講習会の2週間前までに、下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。
- ・証明写真1枚(上三分身無帽、無背景、サイズ:縦3.0cm×横2.4cm)
写真の裏に氏名を記入ください
 - ・※自動車運転免許証のコピー、又は個人番号が記載されていない住民票のコピー

- ◎送付先 〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 ☎092-943-0321
福岡東労働基準協会

受講料は下記の指定口座へ受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。
※振込手数料は受講者負担でお願いします。

- ◎振込先
- | |
|--|
| 福岡銀行 古賀支店 普通口座 1451941
名義 福岡東講習会事務局 |
|--|

6. 定員 30名
7. 修了証 全科目を終了された方に、修了証を交付します。
8. その他
 - ・受講票は、FAXで送信致します。1週間前前迄に届かない場合はお問合せ下さい。
 - ・既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願い致します。
 - ・日程、会場については、都合により変更・取消しすることもあります。

職 長 教 育 講 習 申 請 書 ・ 証 明 書

事業場所在地	〒 —			
事業場名				
連絡先	TEL	FAX	担当者氏名	
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所	※受講番号	備考欄
			※修了証番号	
	年 月 日	〒 —		
	年 月 日	〒 —		
	年 月 日	〒 —		
	年 月 日	〒 —		
講習内容	職場の重要な立場にある管理・監督者への教育			
講習年月日	2022/11/29 ～ 2022/11/30			
会 場	リーパスプラザこが 古賀市中央2-13-1			
講習者 証 明 書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 2022/11/30 福岡東労働基準協会会長 印			

- ◆ ※の箇所は記入しないで下さい。
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。
- ◆ 本申請書にご記入いただいた個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用致しません。

福岡東労働基準協会

〒811-3101
福岡県古賀市天神1-9-12
TEL・FAX：092-943-0321

食料品製造業・新聞業・出版業・
製本業・印刷物加工業の皆様

令和5年4月1日から
職長等安全衛生教育が義務化されます
(労働安全衛生法施行令の一部改正)

令和5年4月1日からは職長等に対する安全衛生教育の対象業種に
食料品製造業・新聞業・出版業・製本業・印刷物加工業
が追加され、教育の実施が義務付けられます！！

労働安全衛生法第60条により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。

追 加 業 種

食糧品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く)

新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業

※「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、以前より職長教育の対象業種となっています。
本改正により、**すべての食料品製造業**(日本標準産業分類の「中分類09-食料品製造業」に該当する業種)が職長教育の対象となります。